

〔案〕

資料 1

## 平成29事務年度国税庁実績評価及び 平成30事務年度国税庁実績評価実施計画等の一部変更の概要

1. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 ..... 1  
    (参考) 実績評価における評価方法 ..... 2
2. 平成28事務年度及び平成29事務年度における実績目標等の評価結果 ..... 3
3. 平成29事務年度の評価が前事務年度と異なる結果となった目標の評価理由等 ..... 4
4. 平成30事務年度国税庁実績評価実施計画等に係る「定量的測定指標」の目標値の変更 ..... 5

# 1. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

## 国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

実績目標(大)

(実績目標(大) 1)

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

B (B)

(実績目標(大) 2)

酒類業の健全な  
発達の促進

A (S)

(実績目標(大) 3)

税理士業務の  
適正な運営の確保

S (S)

実績目標(小)

(実績目標(小) 1-1)

税務行政の適正な執行

A (A)

(実績目標(小) 1-2)

納税者サービスの充実

B (B)

(実績目標(小) 1-3)

適正な調査・徴収等の実施  
及び納税者の権利救済

A (S)

(実績目標(小) 1-4)

国際化への取組

A (S)

業績目標

(業績目標 1-2-1)

広報・広聴  
活動等の充実

A (A)

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

(業績目標 1-2-2)

相談等への  
適切な対応

S (S)

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

(業績目標 1-2-3)

電子申告等 ICT  
を活用した申告・  
納税の推進

B (B)

電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。

(業績目標 1-3-1)

適正申告の実現  
及び的確な調査・  
行政指導の実施

A (S)

適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

(業績目標 1-3-2)

期限内収納の実現  
及び滞納の整理  
促進への取組

S (S)

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

(業績目標 1-3-3)

不服申立て  
への取組

S (S)

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

※ 各目標に付した符号は、当該目標に係る平成 29 事務年度の評定。( ) は 28 事務年度の評定。□ は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、C の 5 段階。

## (参考) 実績評価における評価方法

### <評価方法> 【平成26事務年度より適用】

#### 1. 評価手順

- ・ 「測定指標」の判定 → 「施策」の評価 → 「実績目標等」の評価

#### 2. 評価基準

##### (1) 5段階評価の基準

次のような細目を含め、「S+」～「C」の各区分で評価する原則的な基準を設定。

- ・ 「大幅な超過」等について原則的な数値基準を設定。
- ・ 施策ごとに、一つ以上の測定指標を「主要なもの」に指定し、その達成状況を重視。

##### (2) 上位目標の評価基準

- ・ 「実績目標等」のうち、実績目標(大)1、実績目標(小)1-2、実績目標(小)1-3については、下位の目標の評価を総合して評価。
- ・ 下位の目標の評価を総合して上位の目標を評価するに当たっての基準を設定。

## 2. 平成28事務年度及び平成29事務年度における実績目標等の評定結果

評定区分		実績目標（大）		実績目標（小）		業績目標		合計	
		28事務 年度	29事務 年度	28事務 年度	29事務 年度	28事務 年度	29事務 年度	28事務 年度	29事務 年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	2	1	2	0	4	3	8	4
A	相当程度進展あり	0	1	1	3	1	2	2	6
B	進展が大きくない	1	1	1	1	1	1	3	3
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	4	4	6	6	13	13

### 3. 平成29事務年度の評定が前事務年度と異なる結果となった目標の評定理由等

目標	評定結果		評定理由等
	28年	29年	
業績目標 1-3-1 適正申告の実現及び的確な 調査・行政指導の実施	S 目標達成	A 相当 程度 進展 あり	<p>28事務年度は、全ての施策において目標を達成したとの評定を行ったことから、当該目標の評価は、「S 目標達成」となった。</p> <p>29事務年度は、当該目標に係る各施策において、国際化・ICT化の急速な進展に対する的確な対応や更なる発展が想定される取引形態の把握、それらに応じたより一層的確な調査・査察の実施など、今後、各施策における課題等に対し、着実に取り組むべき必要があることを踏まえ、全ての施策を「a 相当程度進展あり」と評定したことから、当該目標については、「A 相当程度進展あり」と評定した。</p>
実績目標（小） 1-4 国際化への取組	S 目標達成	A 相当 程度 進展 あり	<p>28事務年度は、全ての施策において目標を達成したとの評定を行ったことから、当該目標の評価は、「S 目標達成」となった。</p> <p>29事務年度は、新たに設定した施策：実1-4-2「CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組」において、CRSに基づく情報交換は平成30年から開始されたものであり、制度を円滑に運営していくためには、今後の状況に応じ、的確に対応していく必要があることを踏まえ、当該施策を「a 相当程度進展あり」と評定したことから、当該目標については、「A 相当程度進展あり」と評定した。</p>
実績目標（大） 2 酒類業の健全な発達の促進	S 目標達成	A 相当 程度 進展 あり	<p>28事務年度は、全ての施策において目標を達成したとの評定を行ったことから、当該目標の評価は、「S 目標達成」となった。</p> <p>29事務年度は、施策：実2-2「酒類の公正な取引環境の整備」において、「酒類の公正な取引に関する基準」の施行1年目であり、今後、新たな基準の下で、更なる公正な取引環境の整備に取り組んでいく必要があることを踏まえ、当該施策を「a 相当程度進展あり」と評定したことから、当該目標については、「A 相当程度進展あり」と評定した。</p>

(注) 実績目標(小) 1-3については、業績目標1-3-1から1-3-3の評定結果を踏まえ、評定の手順に従い「A 相当程度進展あり」とした。

## 4. 平成 30 事務年度国税庁実績評価実施計画等に係る「定量的測定指標」の目標値の変更

### 1. これまでの取組

国税庁では、電子政府推進に関する政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って e-Tax の普及及び定着に取り組むとともに、平成 26 年度以降は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 CIO 連絡会議決定）に基づき、マイナンバーカードの交付目標枚数等を踏まえた「財務省改善取組計画」（平成 26 年 9 月財務省決定）が策定されたことから、それに基づき、取り組んできました。

なお、当該改善計画の対象期間は平成 29 年 3 月まででしたが、新たな計画が策定されなかったことから、平成 29 年度においても、当該改善計画を踏まえ、e-Tax の普及及び定着に取り組んできたところです。

### 2. 今後の取組

財務省では、電子政府推進に関する政府全体の方針である「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）を受け、平成 30 年 6 月 29 日に「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」を公表しました。

当該中長期計画においては、「I 基本事項」の中で、「税務行政について、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税務手続のデジタル化を一層推進する。」との方針が示されており、国税庁では、この方針を踏まえ、実績評価においても引き続き適正な目標を設定して、当該目標の達成に向けて取り組みます。

なお、目標の設定に当たっては、定性的な「増加」から定量的な値に変更することとし、その値については、現在のマイナンバーカードの交付枚数の状況やこれまでの取組にかかる実績を基に、今後の取組を踏まえた適正な目標値を新たに設定します。

目 標	定 量 的 測 定 指 標		30 年度目標値	
	指標番号	指 標 名	現 行	変更後
【業績目標 1-2-3】 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進	業 1-2-3-1-A-1	e-Tax の利用状況(公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続)	増 加	56%
	業 1-2-3-1-A-2	e-Tax の利用状況 (法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続 )	増 加	82%
	業 1-2-3-1-A-3	e-Tax の利用状況 (申請・届出等 9 手続)	増 加	68%
	業 1-2-3-1-A-4	I C T 活用率 (所得税申告及び消費税申告 (個人))	増 加	81%
	業 1-2-3-1-A-5	e-Tax の利用満足度	増 加	75%
	業 1-2-3-2-A-1	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	増 加	90%